

プラスチックごみ問題に対する取組

環境白書(愛知県令和元年度版)から抜粋

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業への影響など様々な問題を引き起こすおそれがあります。

その中で、海洋に流出するプラスチックごみ(以下「海洋プラスチックごみ」という。)は、環境中での分解が困難であり、海洋生物が誤食する等の悪影響を及ぼします。特に5ミリ以下の微細なプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックは、海中での有害物質の吸着が指摘されており、小魚が誤食するなど、食物連鎖を通じた人の健康への影響が懸念されています。海洋プラスチックごみは、世界各地で問題となつておき国際的な関心が高まっています。



海岸に散乱するごみ
(西尾市・佐久島、2018年10月)

こうした海洋プラスチックごみは、レジ袋、食品の包装・容器、ペットボトルや発泡スチロールのかけらなど、その多くはワンウェイ(使い捨て)の製品で、ポイ捨てや放置により直接又は河川等を通じて海域に流れ出しているものと

考えられており、私たち一人ひとりが考え方行動を起こすことが必要です。



海岸清掃活動（蒲郡市、2019年5月）

また、使用済みプラスチックは、外国政府による輸入規制が行われるなど国際的な問題となり、さらに、2019年5月にバーゼル条約※の附属書が改正され、汚れた使用済みプラスチックが新たに規制対象となりました。このため、今後国内で処理すべき廃プラスチック類の量が増加し、適正処理に支障が生じることも想定され、その対応が求められています。

この特集では、海洋プラスチックごみ問題と外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制等への対応について紹介します。

※ 正式名称：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約。条約に定める廃棄物の国境を越える移動等の規制について、国際的な枠組み及び手続等を規定。

1 海洋プラスチックごみ問題への対応

(1) 国内外の動向

2016年1月の世界経済フォーラム(ダボス会議)の総会において、「海洋に流出しているプラ

スチックごみ量は、世界全体で少なくとも毎年800万トンあり、このまま何も対策をとらなければ海洋に漂うプラスチックごみの重量は、

2050 年には魚の重量を上回る。」と報告され、国際的な関心が高まりました。

また、2019 年 6 月に開催された G20 大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）において、海洋プラスチックごみ問題が主要なテーマとして取り上げられ、「大阪首脳宣言」では、2050 年までにプラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャンビジョン」が合意されました。

こうした状況の中、環境省は、2019 年 5 月 31 日に 3 R +Renewable（持続可能な資源）を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定するとともに、海洋プラスチックごみ問題へ

の具体的な取組として、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。



G20 大阪サミット

(出典：外務省ホームページ

<https://g20.org/jp/photos/day2.html>)

「プラスチック資源循環戦略」の概要

環境省は、2019 年 5 月 31 日に、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の禁輸措置等の幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

この戦略では、「リデュース」、「リユース・リサイクル」、「再生利用・バイオマスプラスチック」の分野ごとに、目標（マイルストーン）を示しており、この達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしています。

重点戦略の主な内容は、以下のとおりです。

1 プラスチック資源循環

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減（レジ袋有料義務化等）
- プラスチック資源の容易で効果的な分別回収・リサイクル など

2 海洋プラスチック対策

- ごみのポイ捨て・不法投棄の撲滅、海洋ごみの回収処理
- マイクロプラスチック流出抑制対策（マイクロビーズの削減の徹底等） など

3 国際展開

- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築 など

4 基盤整備

- 分別協力の文化やリサイクル施設の整備など、ソフト・ハードのインフラ整備等
- プラスチック代替品の開発や転換 など

(2) 本県の取組

海洋プラスチックごみ問題の解決には、ごみとなりやすいプラスチック製品を減らすこと、そして発生したプラスチックごみは適正に処理し、海や山など環境中に排出しないことが求められており、本県では、海洋プラスチックごみの排出抑制に向けた様々な取組を進めています。

ア レジ袋削減に向けた取組

ごみの削減に関する調査・研究や普及啓発活動を行っている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議※（以下、「県民会議」という。）」では、プラスチックごみに重点を置き、情報共有、その削減に向けて地域を挙げた取組を推進しています。

※ 住民、事業者、行政が連携し、ごみゼロ社会の形成を推進し、環境保全、資源の有効利用の促進を図ることを目的に、1993年に設立。事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等の112団体（2019年10月7日現在）で構成。

県民会議では、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、マイバッグの利用拡大の働きかけの1つとして、2007年度から「レジ袋削減取組店制度」を実施しています。本制度は、レジ袋の辞退率を50%以上とすることを目標にした県内の小売店を「レジ袋削減取組店」として登録するとともに、顕著な実績を収めている小売店には、優良店としての認定や表彰を行うことで、全県でのレジ袋削減に向けた取組を推進しています。

2018年11月19日にアンフォーレホール（安城市）で開催した「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」では、46店舗をレジ袋削減取組優良店として表彰し、県民会議会長の大村知事から表彰状を贈りました。



レジ袋削減取組優良店の表彰

イ 県民運動に向けた取組

海洋プラスチックごみ問題については、県内でも関心が高まっており、県民会議での主要なテーマとして取り上げて、プラスチック問題の現状と課題を把握するための研修会を実施しています。

＜主な研修会の概要＞

- 「陸域～河川～海域のマイクロプラスチックの動態について」

2019年2月27日、二瓶泰雄教授（東京理科大学）
にへいやすお

- 「海洋ごみ問題とその対策について」

2019年7月12日、中里靖室長（環境省水・大気環境局海洋環境室）
なかざとやすし

2019年10月には、「プラごみゼロ宣言（仮称）等検討会」を開催し、プラスチックごみの削減に向けた気運を高めるため、住民、事業者、行政が一丸となって取り組むとした県民宣言の発信について、学識者との意見交換を行うなど、検討を進めてきました。

今後、2020年1月に開催予定の「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」において、「あいちプラごみゼロ宣言（仮称）」を発表することとしております。引き続き、プラスチックごみの対策について、住民、事業者、行政が連携し、全県を挙げた一大運動となるよう展開を図ってまいります。

ウ 普及・啓発活動の展開

（ア）小・中学校で使える環境学習プログラムや啓発動画の作成

本県では、海洋ごみの問題をわかりやすく理解してもらうため、環境学習プログラムや啓発動画を作成しています。

2016年度には、小学校中学年以上を対象にした環境学習プログラム「カッパの清吉」と海ごみのルーツを探ろう！」を作成し、



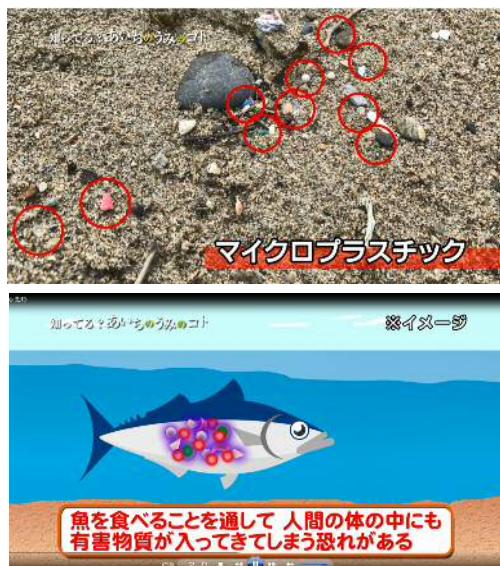
カッパの清吉

県内市町村等に配布しました。

海からの恵み、海にごみがあること、海ごみが生きものに与える影響、海ごみと自分たちの生活のつながりについて考える内容となっており、子どもが楽しく学べるように「カッパの清吉」等のキャラクターが登場するカードゲーム形式のプログラムとなっています。

また、2018年度には、中学生以上を対象にした啓発動画「知ってる？あいちのうみのコト～カッパの清吉と学ぶ「海ごみ」問題～」を作成しました。

この動画では、マイクロプラスチックの影響等について詳しく解説しています。また、県内の海岸の映像や活動団体のインタビューなどを交え、海洋ごみを身近な問題として知り、考え、行動につなげていく構成になっています。



「知ってる？あいちのうみのコト～カッパの清吉と学ぶ「海ごみ」問題～」の一場面

2019年度は、これら環境学習プログラム等を活用し、学校においてモデル授業を実施するとともに市町村への活用方法の紹介を通じて、環境学習プログラム等の展開を図っています。

なお、これらの環境学習プログラムや啓発動画は、海岸漂着物環境学習サイト「あいちのうみのコト」(<http://kankyo.joho.pref.aichi.jp/kaigan/>)でダウンロードや視聴ができ、小・中学校の授業やイベント等、様々な

環境学習の機会にご活用いただけます。



海岸漂着物環境学習サイト
「あいちのうみのコト」

(イ) 海岸等の清掃活動の実施等

本県では5月30日（530（ごみゼロ）の日）から6月5日（環境の日）までの1週間を「ごみ散乱防止強調週間」※と定め、海洋プラスチックごみの原因でもあるごみ散乱に関し、その防止を呼びかける普及・啓発活動や清掃活動などを実施しています。

※ 2019年度から、環境省と(公財)日本財団が5月30日から6月8日前後を「海ごみゼロウィーク」として設定し、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を推進。本県の活動の一部もこれに賛同した。

2019年度は、県庁舎周辺の清掃を実施とともに、市（蒲郡市及び常滑市）と連携し、海岸清掃活動を実施しています。また、金山総合駅ほか県内主要駅8箇所において、(公社)食品容器環境美化協会愛知連合会議と協力して普及・啓発活動を行いました。

「ごみ散乱防止強調週間」には、51市町村で清掃活動など109の事業が実施され、全県を挙げたごみ散乱防止への気運の醸成が図られました。

また、2019年10月20日に碧南市の大浜漁港で開催した「第6回三河湾大感謝祭」及び2019年11月24日に刈谷市のみなくる広場で開催した「Let's エコアクション in AICHI」において啓発ブースを出展し、環境学習プログラム等を活用した普及・啓発活動を行いました。

本県では、今後も様々な機会を捉え、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めてまいります。



海岸清掃活動（蒲郡市、2019年5月）

2 外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制等への対応

（1）外国政府による輸入規制等の動向

我が国で発生する使用済みプラスチックについては、国内での処理とあわせて、その一部は、資源として中国を始めとしたアジア地域等へ輸出されています。

一方、中国では、輸入した使用済みプラスチックの中に、汚れていたり、分別が不十分で資源化できないものが含まれており、これらが野焼きや不法投棄されるなどの環境問題が生じていたことから、2017年末に使用済みプラスチックの輸入規制を行いました。また、他国も追随し、輸入規制の動きが拡がっています。

こうした動きを受け、本県からの使用済みプラスチックの輸出量は、2016年度に推計で約19万6千トンでしたが、2018年度では推計で約13万6千トンにとどまっており、今後も輸出量がさらに減少することが想定されます。

加えて、2019年5月にスイスで開催された有害廃棄物の国境を越えた移動を制限するバーゼル条約の締約国会議（COP14）において、汚れた使用済みプラスチックの輸出入を新たに制限する条約附属書の改定が採択されたことにより、2021年1月の発効後は、汚れた使用済みプラスチックの輸出が、事実上、難しくなります。

これらの影響で、県内における廃プラスチック類の処理が滞留するおそれがあることから、処理体制強化等の取組が必要です。

（2）本県の取組

本県では、まずは、外国政府による使用済みプラスチックの輸入規制の影響を把握すること、事業者に対して不適正処理の防止を指導すること、さらに将来を見据え、廃プラスチック類のリサイクルを促進する体制を整えることが重要と考えています。

ア 輸入規制の影響把握

外国政府による輸入規制の影響を把握するため、2018年度以降、県内の廃プラスチック類を多量に排出する事業者や処理業者、輸出を行っている業者に対して立入検査やヒアリング調査を継続的に実施しています。

その結果、輸出できなくなった廃プラスチック類の過剰保管等の不適正処理は確認されていませんが、保管量の増加や処理料金の上昇といった影響が確認されており、引き続き輸入規制の影響把握を行ってまいります。

イ 発生抑制・不適正な処理の防止

産業廃棄物の発生抑制・不適正処理の防止に関する監視・指導を行っていますが、特に毎年6月と11月を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」と定め、県内一斉に産業廃棄物処理業者及び排出事業者等への立入検査やパトロールを実施しています。

2019年6月の強化月間では、廃プラスチック類の産業廃棄物処理業者及び排出事業者等に対して立入検査を実施し、保管や処分の状況等を

確認するとともに、過剰保管の防止など法令の遵守について指導を行いました。

今後も、不適正処理防止に係る取組を進めるとともに、排出事業者には、廃プラスチック類の排出量の抑制やリサイクルの徹底を、産業廃棄物処理業者には、業界団体等と連携し、適正処理を指導・誘導することで、保管量の削減を図ってまいります。

立入検査の実施状況（2019年6月）

立入検査対象	立入件数
産業廃棄物処理業者 (中間処理業者)	100件
その他（排出事業者等）	13件



立入検査の状況

ウ リサイクル体制の整備促進

事業者においては、廃プラスチック類の分別・リサイクルを行う施設の新增設の動きも出てきています。本県では、関連産業の振興を図り、循環型社会の形成を促進するため、プラスチックのリサイクル事業を含む、各種循環ビジネスに必要な経費に対し助成を行っています。

2019年度は、先導的で効果的な廃プラスチック類リサイクル関係施設の整備事業を4件採択しました。

今後も新たな循環ビジネスの事業化を積極的に支援・促進することで、廃プラスチック類の県内での資源循環体制の構築を図ってまいります。



施設整備補助金を活用した
廃プラスチック等の混合廃棄物選別ライン

3 プラスチックごみ問題の解決に向けて

県では、2019年度から環境物品等調達方針（県自らが率先して環境負荷の少ない製品やサービスを調達する指針）に、啓発物品にできる限りプラスチック包装を使用しないことを配慮事項として設定しました。

また、現在、改定作業に着手している「環境基本計画」の中で、環境省の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、対応を検討してまいります。

SDGs*のゴール12「つくる責任 つかう責任」やゴール14「海の豊かさを守ろう」の達成に向け、引き続き、様々な主体と連携し、プラスチ

ックごみ問題の解決に向けた取組を推進してまいります。

* 2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」のこと。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために2030年に向け世界が一致して取り組むべき17の目標と169のターゲットからなる。

